

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 非常災害時の時間外労働 —

**Q:** このたびの地震や豪雨で一部の従業員が出勤できない中、取引先への対応や社内の片付けなどに追われ、結果的に従業員達にかなり時間外労働をさせることになってしまいました。このような場合も36協定で定めた「延長できる時間数」を守らなければならないのでしょうか？

**A:** 時間外・休日労働について、労働基準法では36協定によるもののほか、第33条で「**非常災害等の臨時の必要がある場合、行政官庁（所轄労働基準監督署長）の許可**を受けて（事態急迫により許可を受ける暇がない場合は**事後に遅滞なく届け出て**）、その**必要の限度で時間外労働や休日労働**をさせることができる」と定めています。

この『非常災害等』は事業場で通常発生するような事故ではなく、**天災事変その他業務運営上通常予想不可能な事由**を指し、災害発生が客観的に**予見**される場合も含まれます。

非常災害等による時間外等労働は『その必要の限度』で認められるもので、**36協定で定める延長時間数とは別に**考えて差し支えありません（注意：**割増賃金**は36協定による場合と同様に**必要**です）。

また、行政官庁への事後届出の結果、**非常災害等と認められなかったときは36協定に基づく時間外等労働時間数として計算**されることになり、その時間数に相当する休憩や休日を与えることを命ぜられることもあります（**代休付与命令**）。

非常災害時は突発的である上に、対応する従業員自身も被災するなど、通常より心身の負担が大きくなりがちです。大変難しいことではありますが、事故防止や健康管理にもご留意下さい。



## 最近のニュースから

### — 高額療養費制度の見直し（70歳以上）（平成30年8月～） —

#### ①高額療養費上限額の変更

##### ◆適用区分・現役並み（課税所得145万円以上の方）

従前	【外来（個人ごと）】 57,600円 【ひと月の上限額（世帯ごと）】 80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数回 44,400円〉	
変更後	年収約1,160万円～ 標報月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 〈多数回 140,100円〉
	年収約770万～ 1,160万円 標報月額53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 〈多数回 93,000円〉
	年収約370万～ 770万円 標報月額28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〈多数回 44,400円〉

##### ◆適用区分・一般（課税所得145万円未満の方）

従前	【外来（個人ごと）】 14,000円（年間上限144,000円） 【ひと月の上限額（世帯ごと）】 57,600円〈多数回 44,400円〉	
変更後	【外来（個人ごと）】 18,000円（年間上限144,000円）	
	【ひと月の上限額（世帯ごと）】 57,600円〈多数回 44,400円〉 ※変更なし	

#### ②高額介護合算療養費上限額の変更

従前	現役並み（年収約370万円～） 標報月額28万円以上 課税所得145万円以上	67万円
変更後	年収約1,160万円～ 標報月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円
	年収約770万～1,160万円 標報月額53～79万円 課税所得380万円以上	141万円
	年収約370万～770万円 標報月額28～50万円 課税所得145万円以上	67万円